平成25年度第２回横浜市入札等監視委員会の議事概要

【日　　時】平成25年７月24日（水）　午後２時から５時まで
【場　　所】関内中央ビル５Ｂ会議室

【出席委員】村上政博委員長、北田幸三委員、塩原保委員、清水規廣委員、三邊夏雄委員

【議　　題】

１　審議事項

(1)　一般競争入札（ＷＴＯ）に係る抽出案件　　１件
(2)　一般競争入札（条件付）に係る抽出案件　　７件
(3)　随意契約に係る抽出案件　　２件

２　報告事項

(1)　一般競争参加停止及び指名停止等措置の状況について
(2)　談合情報対応状況について
(3)　入札及び契約手続の運用状況について

【議事内容】

議題１－(1)　一般競争入札（ＷＴＯ）に係る抽出案件１件についての審議

本市より、一般競争入札（ＷＴＯ）に係る抽出案件のうち次の１件について説明。
「南本牧ふ頭第５ブロック廃棄物最終処分場（仮称）建設工事（その２６・地盤改良工）」

委員：この案件は、次の理由で抽出した。
単体の工事ではＷＴＯ対象金額未満だが、一連の工事としてＷＴＯ対象となる入札案件であるため。

委員：「入札参加資格として、共同企業体としているのはなぜか。」

本市：「政府調達案件は大規模であるため、原則、共同企業体が入札参加することとなっています。」

委員：説明を了承。

議題１－(2)　一般競争入札（条件付）に係る抽出案件７件についての審議

本市より、一般競争入札に係る抽出案件７件のうち次の３件について説明。
１「（仮称）中村町事務所建替工事（建築工事）」
２「西土木管内道路整備工事・狭あい道路拡幅整備工事（その１）」
３「西土木管内取付管接続受託下水道工事」

委員：これらの案件は、次の理由で抽出した。
１「（仮称）中村町事務所建替工事（建築工事）」
総合評価一般競争入札の中で予定価格及び落札率が最も高く、かつ、入札参加者の数が、一番多かったため。
２「西土木管内道路整備工事・狭あい道路拡幅整備工事（その１）」
落札者以外の入札参加者は全て最低制限価格未満であったことにより、結果的に入札価格が一番高い者が落札者となったが、落札率は低い入札案件であるため。
３「西土木管内取付管接続受託下水道工事」
入札参加者が１名で、落札率が 100％のため。

委員：「西土木管内取付管接続受託下水道工事の入札参加者数が 1 者のみであった原因はなにか。また、金額が低い工事は、競争性があまり働かないものなのか。」

本市：「本工事については、多くの事業者が参加できる入札参加資格を設定しましたが、年度当初だったこともあり、他に多くの入札案件が同時に発注されたこと、また、金額が低いわりに工期が平成 25 年４月 10 日から平成 26 年３月 18 日までと長期間に及び、工事技術者等が長期間拘束されてしまうといった要因が、入札参加者数が

１者のみとなった原因であると推測されます。なお、金額的に低くても、競争性が高い工事は多数ありますので、金額が低いというだけでは入札の競争性が働きにくくなるわけではないと考えられます。」

委員：説明を了承。

引き続き、本市より、一般競争入札に係る抽出案件７件のうち次の２件について説明。
１「港北区小机町地内舗装補修工事」
２「旭区万騎が原地内舗装補修工事」

委員：この案件は、次の理由で抽出した。
１「港北区小机町地内舗装補修工事」
落札者以外全て最低制限価格を下回った入札案件の中で、入札参加者が一番多かったものであったため。
２「旭区万騎が原地内舗装補修工事」
落札率が100％だった入札案件の中で、入札参加者が一番多かったものであったため。

委員：「最低制限価格に近い金額で入札しても、最低制限価格未満と言うだけで落札できずに、最低制限価格以上であれば高い金額で入札してきた事業者のほうが落札できるというのはおかしいのではないか。」

本市：「最低制限価格制度は品質確保等の観点からできた制度であり、工事担当課で適正に積算された設計書を基に一定の計算式で計算した最低制限価格を設定しています。最低制限価格未満で応札してきた事業者の場合、人件費等へのしわ寄せなどが懸念され、工事が施工できない可能性もあるものと思われます。また、近年では、公共工事件数は減少しているものの、事業者数はそれに伴って減少していないという社会的背景もあり、自治体として考慮すべき部分もあります。」

委員：説明を了承。

引き続き、本市より、一般競争入札に係る抽出案件７件のうち残りの２件について説明。
１「緑消防署・緑区市民活動支援センター新築工事（建築工事）」
２「中部水再生センターＢ系水処理施設等脱臭設備工事」

委員：この案件は、次の理由で抽出した。
１「緑消防署・緑区市民活動支援センター新築工事（建築工事）」
予定価格が一番高かったため。
２「中部水再生センターＢ系水処理施設等脱臭設備工事」
入札参加者が１者だった入札案件のうち、一番予定価格が高かったため。

委員：「中部水再生センターＢ系水処理施設等脱臭設備工事は１者のみの参加となってい

るが、この施設自体が既設のものであれば、施設自体を整備した事業者しか施工できない工事なのではないか。」

本市：「本工事は脱臭設備のみの施設の一部の工事であるため、他の施設を整備している事業者であっても、施工が可能であると工事担当課で判断しています。」

委員：説明を了承。

議題１－(2)　随意契約に係る２件抽出案件

本市より、随意契約に係る次の２件について説明。
１「北部処理区獅子ケ谷雨水幹線下水道整備工事に伴う追加工事」
２「（仮称）鶴ケ峰上部・下部配水池口径８００mm排水管新設工事」

委員：これらの案件は、次の理由で抽出した。
１「北部処理区獅子ケ谷雨水幹線下水道整備工事に伴う追加工事」
本体工事である北部処理区獅子ケ谷雨水幹線下水道整備工事の契約後に残土処分の方法が変更になったことによる追加工事であり、金額規模が大きいため。
２「（仮称）鶴ケ峰上部・下部配水池口径８００mm排水管新設工事」
上水道工事における随意契約案件であり、金額規模が大きいため。

委員：「どちらも地方自治法施行令第167条の２第６号の競争入札に付することが不利と認められるときを理由として随意契約しているのはなぜか。」

本市：「随意契約理由の審査は『公共工事における随意契約のガイドライン（中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル）』に示される競争入札に付することが不利と認められる場合の例示に準拠しています。各工事に適用した例示は次のとおりです。」
○「北部処理区獅子ケ谷雨水幹線下水道整備工事に伴う追加工事」
当初予期し得なかった事情の変化等により必要となった追加工事であり、本体工事と密接に関連する付帯的な工事等現に契約履行中の施工業者に履行させた場合、工期の短縮、経費の節減が確保できる等有利と認められる場合
○「（仮称）鶴ケ峰上部・下部配水池口径８００mm排水管新設工事」
現に施工中の工事と交錯する箇所での工事で、当該施工中の者に施工させることが、工期の短縮、経費の節減に加え、工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえで有利と認められる場合

委員：説明を了承。

議題２－(1)　一般競争参加停止及び指名停止等措置の状況について

本市より、平成25年３月から平成25年５月までの措置分に係る「一般競争参加停止及び指名停止等措置の状況」について報告。

委員：報告を了解。

議題２－(2)　談合情報対応状況について

本市より、平成25年３月から平成25年５月までの措置分に係る「談合情報対応状況」は無い旨報告。

委員：報告を了解。

議題２－(3)　入札及び契約手続の運用状況について

本市より、平成25年度４月から６月までの入札及び契約手続の運用状況について報告。

委員：報告を了解

【まとめ】
抽出した案件について審議を行った結果、適切に入札及び契約手続等が行われておりました。